会　議　結　果　報　告　書

平成２８年１１月１５日

会議の名称	平成２８年度志木市国民健康保険運営協議会（第２回）
開催日時	平成２８年１１月１５日（火）　１４時１５分～１５時　２分
開催場所	志木市役所４階　第３委員会室
出席委員	小山博久会長、湊田文枝委員、金子亮一委員、木下良美委員、鎌田昌和委員、相神和子委員、佐治有希子委員 （計　７人）
欠席委員	細沼明男委員、金子登美子委員、蓼沼寛委員、岩﨑英明委員、濱野日登志委員 （計　５人）
説明員	（保険年金課） 榎本課長、土崎主幹、中原主幹 （計　３人）
議題	議　題 (1) 志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について (2) 平成２８年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（案）について (3) その他
結果	議題(1)、(2) について審議した結果、承認。 議題(3)について説明。 （傍聴者　０人）
事務局	（健康福祉部）（保険年金課） 村上部長　　榎本課長、土崎主幹、中原主幹、井上主査 （計　５人）

審議内容の記録（審議経過、結論等）
１　開　会 ２　議　題 ・審議事項 (1)　志木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）について ＜説明＞ 今回の改正については、２項目あるが、両方とも改正することで国民健康保険全体に大きな影響が出るものではなく、法の改正等に伴う規定の整備をするものである。 １項目目は、「特例適用利子及び特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」であるが、これは、「台湾」のみが対象となる国際課税の改正によるものである。 日本と台湾は、正式な国交がなく非政府間の実務関係のみであり、両国の民間窓口機関で取決めが行われ、それに伴って国内法の整備がされた。その中で、日台間で支払われる配当などについて、所得が生じる源泉地における所得税の引き下げがされる等、国税において取扱いの見直しがなされたものの、国民健康保険税の算出および軽減判定には、引き続きその所得も総所得に含めるというものである。 ２項目目は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限等の延長等の特例」である。 東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして、居住の用に供することができなくなった方が、その居住用財産を譲渡した場合に長期譲渡所得の課税の特例等の適用が受けられるが、これがさらに４年間延長された規定について、内容が細目を定める主旨であることにより、条例で規定する性質のものではないことから削除を行うものである。なお、この規定は地方税法に定められているため、条例からの削除に伴い効力がなくなるものではない。 ＜質疑応答＞ （質疑なし） ＜結論＞ 了承。 (2) 平成２８年度志木市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）（案）について ＜説明＞ 今回の補正は、歳入歳出にそれぞれ２億４，９４１万４千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ９４億８，９２３万７千円とするものである。

歳入については、３款１項１目の療養給付費等負担金は、保険給付費の増額に伴う一般分の増額補正及び後期高齢者支援金の確定に伴う減額補正を行うものである。

一般分の療養給付費等負担金は、前期高齢者交付金を差し引いた額に負担率をかけて計算するため、今回の歳入５款の前期高齢者交付金、及び歳出・保険給付費の増額補正により、国庫負担金は、７，９１７万６千円の増となる。また、歳出の後期高齢者支援金の額が確定したことにより、支援金について歳出の減額分に率を掛けた１１５万１千円を減額するものである。

５款の前期高齢者交付金については、社会保険診療報酬支払基金からの交付額の決定により、２５７万４千円の増額補正を行うものである。

９款の繰入金は、今回の補正の財源として、１億６，８８１万５千円を、保険給付費支払基金から繰り入れるものである。

歳出について、２款保険給付費は、上半期の支払状況から不足が見込まれるため、一般被保険者療養給付費を１億７千万円、一般被保険者高額療養費を８千万円増額するものである。

３款の後期高齢者支援金等、４款の前期高齢者納付金等は、１０月からの短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大に伴い、社会保険診療報酬支払基金への支払額が変更されたことから、過不足分を補正するものである。

１１款１項１目一般被保険者保険税還付金については、被保険者から平成２４年３月まで遡って資格を喪失する届け出が平成２８年９月にあったことに伴い、喪失後の保険税について還付する必要が生じたため、３００万円の増額補正を行うものである。

＜質疑応答＞

委員）　保険給付費が増えた要因はあるのか。

説明員）一般被保険者療養給付費を１億７千万円、一般被保険者高額療養費を８千万円、合計２億５千万円増額するが、1/3 である７，９１７万６千円を国庫負担金として歳入に見込んでいる。

何が原因でこれだけ増えたかは、分析が難しい状況である。ここ３年間の推移を基に、平成２８年度当初予算額を見込んだが、上半期の伸率が高く、特に一番初めの支払い分については、昨年と比べると１５％伸びていたり、このままだと不足が見込まれるため、一般被保険者療養給付費を１億７千万円増額するものである。

財源は、保険給付費支払基金を取崩し、１億６，８８１万５千円を繰入して財源不足を補うため、補正後の基金残高は２億５，４２６万３，８９３円となる。

委員）　この時期に補正する理由があるのか。

説明員）予算の補正については議会が年４回であり、次は３月の年度末の時期になるので、支払に支障をきたすため、半年間の執行状況をみて今回補正するものである。

委員）　毎年、この位の補正が、この時期にあるのか。
説明員）この時期で、給付費の補正はなかったが、今年度については昨年度から続いている高額薬剤等による影響等と、２６年度の給付費が若干減に転じたことが当初予算見込等に影響があったことにより、このような状況になっている。

＜結論＞
（質疑なし）

(3) その他（報告１件・説明１件・その他）
報告１　平成２８年度埼玉県国保協議会南部ブロック国保強化推進協議会並びに研修会について
＜説明＞
資料３参照により、８月１８日に志木市民会館パルシティにて開催された、「平成２８年度埼玉県国保協議会南部ブロック国保強化推進協議会並びに研修会」について、今年度の担当市が志木市であったことから、その実施結果を次のとおり報告した。
ア　日時　　平成２８年８月１８日（木）
イ　場所　　志木市民会館パルシティ　２階
ウ　来賓　　６名
　　出席者　４２名
エ　要望事項
　(ｱ) 県に対する要望事項　２項目採択
　(ｲ) 国に対する要望事項　２項目採択
オ　研修会
　(ｱ) 演題　「国保制度改革に向けた取組」
　(ｲ) 講師　埼玉県保健医療部国保医療課　梶ヶ谷課長

＜質疑応答＞
なし

説明１　国民健康保険の制度改革にかかるスケジュールについて
＜説明＞
資料４により、国民健康保険の制度改革、いわゆる国保制度の広域化に関連した作業等のスケジュールについて説明した。

上の部分が埼玉県、下が志木市、真ん中当たりの網掛けになっている部分は、県と市町村の協議についての内容となっており、左側の平成２８年１０月から右に向かって、作業等を進めていく。

埼玉県〉国保運営方針

「第３次埼玉県市町村国保広域化等支援方針」に基づいて広域化の事務作業が進められている。

埼玉県〉国保事業費納付金・標準保険税率

志木市〉システム改修等が関連項目であり、「データ提供」とあるのは、標準保険税率等を算定するための基礎情報を、システム改修を行い１０月３０日に市から県へ情報提供を行った。

県の「H28.10国保事業費納付金等算定システム導入」では、県が仮算定等の作業を行っているところであり、それらの数値等を算出して、平成２８年１２月に試算結果が提示される予定である。

埼玉県・志木市〉県と市町村の協議の場

「広域化等推進会議」は、県、国保連、６３市町村が構成員となり広域化等推進会議が組織され、会議を継続して行っている。

【財政運営WG】・【事務処理標準化WG】・【保健事業WG】は、県、国保連、６３市町村から選抜された団体が構成員となって様々な協議をしており、年度内を目安としているが、必要な項目については、２９年度も引続き検討が予定されている。

志木市〉システム改修等

「導入システム検討等」は、３０年度からの広域化に向け、基幹系システムと呼んでいる現システムを改修して広域化に対応するか、国が用意したシステムを導入するのか検討する必要があり、それぞれメリット、デメリットがある、国が用意したシステムを導入すると、国保以外の業務に支障が出る可能性が懸念されており、全庁的に調整、検討する必要がある。

「H29当初予算」において、システムの改修又は導入の予算措置をし、３０年度に向けてシステム改修又は導入を行っていくことになる。

志木市〉国保税条例

「標準保険税率を参考とした保険税率の見直し」については、試算結果の提示を受け、保険税率、賦課限度額、算定方式（４方式又は２方式）について、他市の状況を踏まえつつ検討していく必要がある。

志木市〉新制度に向けた検討

「市町村からの意見表明」

↓

埼玉県〉国保運営方針

「市町村からの意見聴取」・「県民コメント」・「方針策定」

↓

埼玉県〉国保事業費納付金標準保険税率

「H29.10納付金仮算定」　この数字を参考に、３０年度予算編成の準備作業

↓

「H30.1納付金決定」

↓

志木市〉国保税条例

「H30.3国保税条例の改正」

志木市〉国保条例

「H30.3国保条例等の改正」

↓

H30.4　埼玉県も保険者として国保を運営。

市町村は、新制度による事務処理。というスケジュールになっている。

志木市〉国保運営協議会

委員改選の事務作業を進めており、年明けの３回目の運営協議会開催に合わせて、委員皆様を委嘱させていただくが、その次の任期については、法改正を受け任期が３年となる。なお、３０年４月に向け、定例の８月、１月の運営協議会の他に随時開催する予定である。

＜質疑応答＞

なし

その他 協議会委員の任期満了のお礼と改選について

＜事務局＞

現協議会委員の任期（平成２７年１月１日から平成２８年１２月３１日まで）の満了にあたりお礼を述べるとともに、改選作業を進めていることについて説明した。

３　閉会